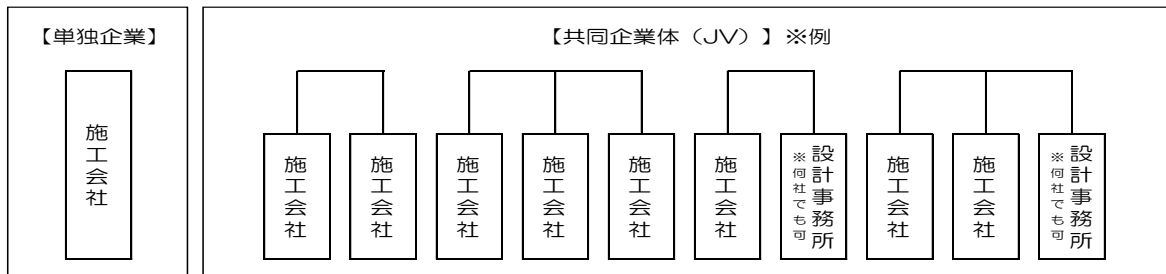


八千代市新庁舎建設工事の入札参加資格について

1. 参加者の構成

- (1) 単独企業
- (2) 特定建設工事共同企業体（JV）での参加の場合、①本工事を行う者の2者以上で構成
又は、②設計事務所を加えた2者以上で構成
- (3) 同一企業が「単独企業」若しくは「JVの構成員」として参加不可
- (4) ①JVの構成員は3者以内（設計事務所除く）
②各構成員の出資比率は2者：30%以上，3者：20%以上
※設計事務所の最低出資比率と構成員の制限は求めない。
③本業務の中心的役割を担う履行能力を持ち，最大出資比率の構成員を代表構成員とする。



2. 参加者に必要な資格

(1) 実施設計業務に従事する者

- ア 建築士法に基づく一級建築士事務所，及び八千代市競争入札参加資格者名簿（測量・コンサルタント）に登録されている者であること。
- イ 過去10年間で6,000㎡以上の庁舎等の実施設計，及び6,000㎡以上の免震構造を有する施設の実設計業務を元請けとして履行した実績のあるもの。
- ウ ZEB認証の取得実績，及びZEBプランナーの登録があること。
- エ 要求水準書のとおり，管理技術者を配置できること。

(2) 施工業務に従事する者

①単独企業又は共同企業体の代表構成員

- ア 八千代市競争入札参加資格者名簿に登載されている者の内，建築一式工事について建設業法に基づく特定建設業の許可を受けている者であること。
- イ 経営事項審査の総合評価値が1,600点以上の者であること。
- ウ 過去10年間で6,000㎡以上の庁舎等の建築一式工事，及び6,000㎡以上の免震構造を有する施設の建築一式工事を元請けとして施工した実績のある者であること。若しくは，共同企業体での参加の場合は，代表者として施工実績がある者であること。
- エ 要求水準書のとおり，監理技術者を配置できること。

②共同企業体のその他の構成員

- ア 八千代市競争入札参加資格者名簿に登載されている者の内，建築一式工事について建設業法に基づく特定建設業の許可を受けている者であること。
- イ 経営事項審査の総合評価値が800点以上の者であること。
- ウ 千葉県内に本店，支店又は営業所等を有するものであること。